

令和4年6月15日

長浜市議会議長 草野 豊 様

提出者 議会運営委員長 浅見 信夫

### 議案の提出について

令和4年長浜市議会6月定例会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び長浜市議会会議規則（平成18年長浜市議会規則1号）第14条第2項の規定により、次の議案を提出します。

### 記

委員会提出議案第4号

長浜市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について

(制定理由)

本市議会の通年議会への移行に伴い、会期が長期間となることから、病欠等により会議の出席がかなわない事態に陥った場合、議員報酬や期末手当の辞退又は返還が困難である状況を踏まえ、議員が届出により報酬を減額できる条例を制定するもの。

## 委員会提出議案第4号

### 長浜市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について

#### 長浜市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、議員の職責及び議会への住民の信頼の確保に鑑み、長浜市議会議員（以下「議員」という。）が、市議会の会議等を長期間欠席した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、長浜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年長浜市条例第38号）の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市議会の会議等 次に掲げるものをいう。

ア 長浜市議会定例会及び臨時会の本会議

イ 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会

(2) 長期欠席 議員が市議会の会議等に、本人の意思によるか否かにかかわらず、出席しない期間又は参加しない期間で、当該期間が90日を超えるものをいう。

(届出)

第3条 議員は、長期欠席をすることとなったときは、その旨を長期欠席届出書（様式第1号）により議長に届け出なければならない。この場合において、議員自らが届け出ることができないときは、当該議員の代理人として当該議員の親族が届け出ることができる。

2 議員は、前項の規定による届出後に長期欠席の期間を終え、又は終える見込みとなったときは、その旨を復帰届出書（様式第2号）により議長に届け出なければならない。

(議員報酬の減額)

第4条 議員が長期欠席をしたときの議員報酬は、市議会の会議等を欠席した日又は長期欠席届出書の届出のあった日のいずれか早い日から、市議会の会議等に出席した日又は復帰届出書の届出のあった日のいずれか早い日の前日までの期間に応じて、その職に応じた議員報酬に次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。

長期欠席の期間	支給割合
90日を超え180日以下であるとき。	100分の80
180日を超え365日以下であるとき。	100分の70
365日を超えるとき。	100分の50

2 前項の規定は、長期欠席の期間が90日を超える日の属する月の翌月（その日が月の初

日であるときは、その日の属する月) から市議会の会議等に出席した日又は復帰届出書の届出のあった日のいずれか早い日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで適用する。

(期末手当の減額)

第5条 6月1日及び12月1日(次項においてこれらの日を「基準日」という。)のそれぞれ前6月以内の期間において、前条に規定する議員報酬の支給の減額月があるときの期末手当の額は、その職に応じて支給されるべき期末手当に、長期欠席の期間に応じて、前条第1項の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。

2 基準日の前6月以内の期間において、議員報酬の支給割合が異なる場合は、減額後に得られる期末手当の額が低い方の支給割合を適用する。

(適用除外)

第6条 次に掲げる事由により議員が長期欠席をしたときは、前2条の規定は適用しない。

(1) 公務上の災害

(2) 出産

(3) 前2号に掲げるもののほか、議長が認める場合

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

## 長期欠席届出書

年 月 日

長浜市議会議長 あて

議員名

〔 代理人氏名：  
続 柄：  
連 絡 先： 〕

長浜市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例第3条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

### 記

- 1 長期欠席期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 長期欠席理由 (1) 療 養 (病名 )  
(2) そ の 他 (理由 )
- 3 備 考

様式第2号（第3条関係）

## 復帰届出書

年 月 日

長浜市議会議長 あて

議員名

長浜市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例第3条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

### 記

1 復帰日 年 月 日

2 備考